

【利用者負担金(保育料)基準額表(0~2歳児)】

各月初日において保育を受ける子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担の月額	
		保育標準時間	保育短時間
A	生活保護世帯等	0円	0円
B	A階層を除き、当該年度分(4月から8月までにあつては前年度分。以下同じ。)の市町村民税非課税世帯	0円	0円
C	A階層を除き、当該年度分の市町村民税課税世帯のうち、均等割のみ課税されるもの	8,200円	8,000円
D1	A階層及びC階層を除き、当該年度分の市町村民税課税世帯であつて、その所得割の額が次の区分に該当するもの	5,000円未満	9,300円
D2		5,000円以上12,000円未満	10,100円
D3		12,000円以上30,000円未満	12,600円
D4		30,000円以上48,000円未満	14,000円
D5		48,000円以上73,000円未満	16,400円
D6		73,000円以上116,000円未満	20,600円
D7		116,000円以上152,000円未満	27,200円
D8		152,000円以上180,000円未満	32,300円
D9		180,000円以上209,000円未満	38,000円
D10		209,000円以上239,000円未満	43,000円
D11		239,000円以上259,000円未満	46,000円
D12		259,000円以上289,000円未満	47,700円
D13		289,000円以上309,000円未満	49,400円
D14		309,000円以上335,000円未満	50,600円
D15		335,000円以上360,000円未満	51,700円
D16		360,000円以上378,000円未満	53,500円
D17		378,000円以上430,000円未満	53,900円
D18		430,000円以上	54,800円

(備考)

1 上記の表において、市町村民税額とは住宅借入金等特別税額控除・寄附金税額控除等の税額控除前の額を指します。

2 児童の属する世帯の階層の認定に当たっては、その児童と同一世帯に属して生計を一にしている父母及びそれ以外の扶養義務者(家計の主宰者である場合に限る。)のすべてについて、それらの者の課税額の合計により行います。

◎利用者負担金(保育料)の軽減等について

1 C階層からD階層までの世帯で、同一世帯から2人以上の就学前児童が保育所・幼稚園等に入所している場合、2人目の保育料は2分の1、3人目以降は無料となります。

2 上記1のほかに、保育所等に入所している児童と生計を一にする世帯のうち、3人以上の児童が同居している世帯の第3子以降の児童で、次のいずれかに該当する場合は保育料が無料となります。

(1)0歳児または1歳児クラス在籍の児童

(2)2歳児クラス在籍の児童のうち、3歳の誕生日の前々日以前に入所(入所申込み後、保留により3歳に達した後に入所した場合を含む)した児童

3 上記1・2のほかに、下記のいずれかに該当する場合は保育料が軽減されます。

(1)多子世帯については、上の子(兄弟)の年齢条件がなくなり、世帯の市民税所得割額の合計が57,700円未満の場合は、2人目の児童の保育料は2分の1、3人目以降は無料となります。

(2)ひとり親世帯等で世帯の市民税所得割額の合計が77,101円未満の場合は、1人目の児童の保育料は2分の1(D6階層は9,000円)、2人目以降は無料となります。